

国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：令和6年6月5日改正時における改正漏れに伴い、所要の改正を行うものである。

改	正	現	行
〔省略〕 （仕様策定委員会） 第3条 部局において、大型設備及び高額な物品等の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備及び物品等（以下「設備等」という。）の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。 2～7 〔省略〕 8 部局の長又は代表の部局の長は、委員の委嘱に当たっては、委嘱状（別紙様式1）により、委員の任務を明らかにして行うものとする。 〔省略〕 別紙様式1 委 嘱 状 〔省略〕 2 遵守事項 仕様策定に当たっては、「国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項」<u>第4条及び第5条</u>の規定を遵守すること。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和7年8月4日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u>		〔省略〕 （仕様策定委員会） 第3条 部局において、大型設備及び高額な物品等の調達を行う場合には、その都度、調達しようとする設備及び物品等（以下「設備等」という。）の仕様の策定を行うため、当該部局に仕様策定委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。 2～7 〔省略〕 8 部局の長又は代表の部局の長は、委員の委嘱に当たっては、委嘱状（別紙様式1）により、委員の任務を明らかにして行うものとする。 〔省略〕 別紙様式1 委 嘱 状 〔省略〕 2 遵守事項 仕様策定に当たっては、「国立大学法人東京学芸大学における大型設備及び高額な物品等の調達に関する取扱要項」<u>第5条及び第6条</u>の規定を遵守すること。 〔省略〕	